

令和 2 年度  
監査結果報告書  
(後期定期監査)

東大阪市監査委員



# 目 次

監査結果報告書

監報第9号 ..... 1

都市魅力産業スポーツ部



東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 松 尾 武

同 岡 修一郎

#### 監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。



# 監査結果報告書

## 第1 東大阪市監査基準への準拠

令和2年度後期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

## 第3 監査の対象

都市魅力産業スポーツ部 産業総務課、モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室、農政課、国際観光室、スポーツのまち推進室（スポーツビジネス戦略課、市民スポーツ支援課、花園ラグビー場活性化推進課（花園ラグビー場を含む。））の所管事務（主に令和2年度分）

## 第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和2年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和2年度の定期監査の重点項目として定めた①財産管理、②契約事務、③補助金・委託料事務の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

## 第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

## 第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和3年1月13日から令和3年3月26日まで

## 第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

### <検討又は改善を要する事項>

#### 産業総務課

##### 1 貸付金の回収について

中小企業の融資申込みに対し信用保証を付して取扱金融機関にあっせんを行う、いわゆるあっせん融資等については、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が民間の債権管理回収会社へ委託を行い債権の回収に努めているところである。

しかしながら、令和2年10月末における代位弁済残高は35,868,420円となっている。

代位弁済残高は年々減少しているものの、早期の滞納解消に向けて、より効果的な解決策を検討するよう指導されたい。

##### 2 建物賃貸借契約事務について

当課では、建物賃貸借契約を締結し、毎月の賃料等について前金払を行っている。

ところで、財務規則第46条第3項において、前金払をしたときは、その用務終了後、報告書を会計管理者に提出しなければならないと規定されているものの、報告書が提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

##### 3 市有地の利活用について

当課では、旧荒本仮設駐車場跡地を管理している。

当該駐車場跡地については、マーケットサウンディング調査等により有効利用についての検討が進められているものの、現在においても利活用されていない。

前回の監査でも指摘しており、市民の貴重な財産であることから、早期に利活用されたい。



## モノづくり支援室

### 1 収入未済金の早期回収について

当室で管理している市営産業施設の作業場に係る令和2年12月末における過年度分の収入未済額は16,517,537円で、前回監査での指摘時より収入未済額は増加している。

長期滞納者への対応として、平成29年度に市営産業施設条例第10条第1項第1号の規定に基づく使用許可の取消しを行っているが、一方では、令和元年度以降、滞納者に対する催告を行っていない。

債権管理マニュアル等に基づき、適切な管理を行うとともに、効果的かつ効率的な回収策を検討し、収入未済金の早期回収に努められたい。

### 2 モノづくりワンストップ推進事業補助金交付事務について

当室では、補助金等交付規則に基づき、市内製造業を中心とした中小企業者に対しモノづくりワンストップサービスを実施している公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構に補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助対象経費が明確にされていないもの。
- (2) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則2分の1と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2分の1を超えて補助金が交付決定されているもの。
- (3) 実績報告書に領収証書等の添付を義務付けていないもの。

### 3 医工連携事業化促進補助金交付事務について

当室では、補助金等交付規則に基づき、市内のモノづくり企業が行う医療等の分野における研究開発や新製品開発に向けた助成金を交付している公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構に対し補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則2分の1と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2分の1を超えて補助金が交付決定されている。

適正な事務処理をされたい。

#### 4 商工振興補助金交付事務について

当室では、補助金等交付規則に基づき、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）に対し、熟練技能者育成支援事業ほか7事業について商工振興補助金を交付している。

ところで、これらの事業は会議所の会員限定の事業ではないものの、創業塾運営事業を除く各事業において、非会員の参加者は極少数となっている。

補助事業としての趣旨を踏まえ、非会員を含め広く市内の事業所が参加できるような広報が行われるよう指導されたい。

#### 5 資金前渡事務について

当室では、財務規則第41条の規定により、有料道路通行料について、毎月資金の前渡を受けている。

ところで、令和2年11月2日の有料道路通行料において、11月分前渡資金を資金前渡口座から出金せず、精算前の10月分前渡資金から支払っていた。

適正な事務処理をされたい。

#### 6 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約金額が500万円を超えているにもかかわらず、契約締結起案において、契約課の合議がないもの。
- (2) 見積書に事務委託費が計上されているにもかかわらず、再委託承認願が提出されず、市の承諾のないまま再委託が行われているもの。

#### 7 市有財産賃貸借契約事務について

賃貸借契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案において企画財政部長の合議がないもの。

- (2) 契約締結起案に、財務規則第 157 条第 1 項に規定する貸付契約保証金の納付を免除する具体的な理由が明記されていないもの。
- (3) 契約締結起案に、財務規則第 158 条第 1 項に規定する連帯保証人を立てない具体的な理由が明記されていないもの。
- (4) 貸付料の積算のうち実費相当分については、直近 3 年間の平均額により算出することとしているものの、これにより算出されていないもの。
- (5) 調定を行わないまま、納入義務者に納入通知書を交付しているもの。
- (6) 納入期限を遅延して貸付料が納入されているもの。

## 8 公の施設の指定管理について

当室が所管する産業技術支援センターについては、公募で選定された公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が指定管理者として、市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 地方自治法施行令第 158 条の規定に基づく徴収事務委託契約について、徴収を委託する使用料の範囲を誤って規定しているもの。
- (2) 地方自治法施行令第 165 条の 3 の規定に基づく還付事務委託契約について、契約が締結されないまま還付が行われているもの。
- (3) 指定管理者に求めている修繕費の精算について、協定書に規定されていないもの。
- (4) 再委託申請書が提出され、書面による承認を行っているが、当該申請書に行政管理部が示す様式（ひな形）にある再委託先の所在地及び再委託理由が記載されていないもの。
- (5) 協定書第 13 条第 1 項において、月次事業報告書に管理経費の収支状況を記載しなければならないと規定されているが、記載されていないもの。
- (6) 協定書等で規定された一部の業務について、協定期間終了後に提出される事業報告書に記載がなく、所管課としての確認が十分でないもの。
- (7) 協定期間終了後に提出される事業報告書において、指定管理業務が自主事業として報告されているもの。
- (8) 自主事業の収支決算報告が、指定管理業務と区分されていないもの。

## 商業課

### 1 小売商業団体連合会事業補助金交付事務について

当課では、商業振興のため補助金等交付規則に基づき、東大阪市小売商業団体連合会に対し補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と定められているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超える補助金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

### 2 契約事務について

当課では、中小企業経営実態調査業務について、東大阪商工会議所と委託契約を締結している。

ところで、契約書において、再委託は市が承諾した場合に限り行うことができると規定し、委託先より再委託申請書が提出され書面による承諾を行っているが、当該申請書及び承諾書に行政管理部が示す様式（ひな形）にある再委託料の額が記載されていない。

適正な事務処理をされたい。

## 労働雇用政策室

### 公の施設の指定管理について

当室が所管する勤労市民センター（以下「センター」という。）については、公募で選定された公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が指定管理者として市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 協定書第 13 条第 1 項において、月次事業報告書に管理経費の収支状況を記載しなければならないと規定されているが、記載されていないもの。
- (2) 協定書第 23 条において、清掃業務及び警備業務を除くセンターの管理業務を第三者に請け負わせる場合には、書面による市の承諾を得る必要があると規定されているが、書面による承諾を得ずに再委託が行われているもの。

- (3) 協定書第 28 条に規定されている人権研修が実施されていないもの。
- (4) 指定管理者募集要項において、自主事業終了後は速やかに事業報告及び収支決算を報告することと記載されているが、自主事業の収支決算が報告されていないもの。

## 農政課

### 1 農業啓発推進事業補助金交付事務について

当課では、農業啓発事業の促進を図るため、農業啓発推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、東大阪市農業振興啓発協議会に対し補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要綱で補助対象経費が明確にされていない中で、高額な農業体験用備品が購入されている。

要綱において補助対象経費を明確にされたい。また、高額な備品購入費を補助対象経費とする場合は、申請時にその適否を慎重に判断するとともに、購入備品の適正管理、継続した事業への活用や他の用途への使用制限など補助事業として有効に活用されるように必要な条件を付されたい。

- (2) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超えて補助金が交付決定されている。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 実績報告書に添付の領収証書に宛名のないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

### 2 都市農業活性化及び農地活用事業補助金交付事務について

当課では、農業経営の安定化及び農地の保全・活用を図るため、都市農業活性化及び農地活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、団体等に対し補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 農業生産基盤整備事業において、要綱第 4 条第 4 項に基づく実施基準で、用排水施設整備の申請が団体からあった場合には、資産・収支状況について決算書等の提出を求めると

規定されているものの、決算書等が提出されていないもの。

- (2) ファーム花いっぱい咲かそう運動事業において、実績報告書に領収証書等の添付を義務付けていないもの。

## 国際観光室

### 1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書において、事業に係る収支決算書を事業実施年度終了後 60 日以内に提出しなければならないと規定されているが、変更契約時の見積書が収支報告書として提出されており、委託事業の各項目の経費について確認できないもの。
- (2) 契約書において、委託業務の全部及び一部の処理を第三者に委託してはならないと規定されているが、再委託が行われているもの。

### 2 徴収事務委託契約事務について

当室では、市の魅力アピールを目的に制作したグッズを販売するために、市魅力PR物品の販売に関する取扱要綱を制定し、販売事業者と覚書を締結している。

ところで、販売事業者より提出のあった注文書に基づきグッズを引き渡し、販売事業者は売上げがあった後、市に収納金を納付しているものの、地方自治法施行令第 158 条の規定に基づく徴収事務委託契約を締結していない。

適正な事務処理をされたい。

## 市民スポーツ支援課

### 1 使用料等の徴収事務について

当課では、保健体育施設使用料及びオーパスカード利用登録料等の徴収事務を行っている。

ところで、納入義務者名で作成すべき納入通知書を、当課長名で作成し、交付している。

適正な事務処理をされたい。

## 2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案に、随意契約に係る根拠条項及び具体的な理由が明記されていないもの。
- (2) 毎月提出される業務日誌に管理業務の詳細が記載されておらず、履行確認ができないもの。
- (3) 委託料の前金払に係る会計管理者への報告が出納整理期間後に行われているもの。

## 3 公の施設の指定管理について

当課が所管する屋内体育施設4か所については、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

当該屋内体育施設は前回公募時まで2施設ずつに分けて指定管理を行っていた経緯があることから、協定書及び仕様書で指定する書類の様式等が施設によって異なっており、事務が煩雑になる一因であると推察される。協定書及び仕様書の精査を行い、適正な事務処理をされたい。

- (1) 指定管理者から再委託承諾協議書が提出されているが、当該協議書には再委託を行う業務名の記載のみで、行政管理部が示す様式（ひな形）にある再委託先の所在地及び再委託する理由の記載がないまま、再委託を承認しているもの。
- (2) 協定書第12条第1項において、月次報告書に掲げる事項として規定されている管理業務の実施状況がすべての施設で、また、使用料の収入実績が1か所の施設で記載されていないもの。
- (3) 協定書別紙の管理業務共通仕様書において、指定管理者が行う自主事業については事業完了後業務完了報告書を提出すると規定されているものの、提出されていないもの。

## 4 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、行政財産の使用の許可を受けた者から、実費負担として光熱水費を徴収している。

ところで、当該光熱水費について、誤って計算した額を徴収しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 花園ラグビー場活性化推進課

### 1 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定により、有料道路通行料及び駐車場使用料について、毎月資金の前渡を受けている。

ところで、クレジットカード払いを含む立替払が行われているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

### 2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案の決裁日が、契約日より大幅に遅延しているもの。
- (2) 支出された委託料の中に、契約保証金免除の条件である委託事務履行保証保険料が含まれているもの。
- (3) 収支決算書に計上されている事業の一部が、事業報告書に記載されておらず、履行確認ができないもの。

### 3 公の施設の指定管理について

当課が所管する花園ラグビー場については、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 収支予算書に再委託費として相当数の業務費が計上されているにもかかわらず、再委託の承諾申請がなく、再委託のすべてが市の承諾のないまま行われているもの。
- (2) 仕様書において、指定管理者が行う自主事業については、月例報告書で実施状況及び収支状況を報告すると規定されているものの、収支状況が報告されていないもの。

### 4 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、所管する花園ラグビー場の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、当該許可事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。



適正な事務処理をされたい。

- (1) 行政財産使用料条例第4条において、使用料は使用開始の日前に全部を納付しなければならないと規定されているが、使用開始後に納付されているもの。
- (2) 使用料を免除しているものの、免除申請書が提出されていないもの。

## 5 花園ラグビー場使用許可事務について

当課が所管する花園ラグビー場については、令和2年10月1日に公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を始めるまでは、市が使用許可を行い、使用料を徴収していた。

ところで、当該使用許可事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

現在は指定管理者制度へ移行していることから、今後は、施設の所管課として、指定管理者による適切な管理運営が行われるよう十分指導されたい。

- (1) ラグビー場の使用許可に関する事務の専決権はスタジアムマネージャーが有しているが、決裁が行われていないもの。
- (2) 改正前の花園ラグビー場条例第6条において、花園ラグビー場の使用料については前納すると規定されているが、後納されているもの。
- (3) 改正前の花園ラグビー場条例施行規則第3条において、使用許可の申請については使用日の3月前から5日前まで行うことができると規定されているが、使用日当日に申請されているもの。
- (4) 使用料の減免決定について、決裁が行われていないもの。